

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	北海道財務局長
【提出日】	平成29年12月22日
【会社名】	株式会社C Eホールディングス
【英訳名】	CE Holdings Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 杉本 恵昭
【本店の所在の場所】	札幌市白石区平和通十五丁目北1番21号
【電話番号】	011(861)1600(代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理担当 松澤 好隆
【最寄りの連絡場所】	札幌市白石区平和通十五丁目北1番21号
【電話番号】	011(861)1600(代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理担当 松澤 好隆
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 証券会員制法人札幌証券取引所 (札幌市中央区南一条西五丁目14番地の1)

1【提出理由】

平成29年12月19日開催の当社第22回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
平成29年12月19日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

配当財産の種類

金銭

株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき 金25円

配当総額 金89,690,900円

剰余金の配当が効力を生じる日

平成29年12月20日

第2号議案 定款一部変更の件

「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律」（平成27年法律第73号）が平成27年9月30日に施行され、特定労働者派遣事業（届出制）と一般労働者派遣事業（許可制）の区別が廃止されたため、現行定款第2条（目的）の一部を変更する。

当社及び子会社の事業活動の現状に即し、現行定款第2条（目的）の一部を変更する。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、杉本恵昭、田原保、松澤好隆、齋藤直和、芳賀恵一及び中家章雄を選任する。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として、梁田真、名倉一誠及び吉田周史を選任する。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

補欠の監査等委員である取締役として、竹内弘雄を選任する。

第6号議案 退任取締役に対する特別功労金贈呈の件

取締役赤塚彰は、本総会終結の時をもって任期満了により退任するため、在任中の功労に報いるため、特別功労金として2,000万円を贈呈する。なお、特別功労金の贈呈の時期、方法等は、取締役会に一任とする。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案	20,249	34	0	(注)1	可決(99.83%)
第2号議案	20,253	30	0	(注)2	可決(99.85%)
第3号議案				(注)3	
杉本 恵昭	18,628	1,655	0		可決(91.84%)
田原 保	18,900	1,383	0		可決(93.18%)
松澤 好隆	18,900	1,383	0		可決(93.18%)
齋藤 直和	20,224	59	0		可決(99.71%)
芳賀 恵一	20,229	54	0		可決(99.73%)
中家 章雄	17,969	2,314	0		可決(88.59%)
第4号議案				(注)3	
梁田 真	18,720	1,563	0		可決(92.29%)
名倉 一誠	20,145	138	0		可決(99.32%)
吉田 周史	20,145	138	0		可決(99.32%)
第5号議案				(注)3	
竹内 弘雄	20,221	62	0		可決(99.69%)
第6号議案	19,754	529	0	(注)1	可決(97.39%)

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権の数は加算しておりません。